

平成17年度低濃度PCB汚染物対策検討委員会・第1回処理方策ワ - キンググル - プ 議事要旨

開催日時：平成17年8月3日（水）10：00から12：00まで

開催場所：虎ノ門パストラル 新館5階 ミモザ

1. 開会

2. 議題

(1) 低濃度PCB汚染物の現状及び処理方策について

(2) その他

3. 閉会

(配布資料)

資料1 : PCB混入電気機器の現状

資料2 : PCB廃棄物等に係る現行制度の概要

資料3 : PCBの基準等に係る諸外国の状況

資料4 : 今後の論点について

参考資料1 - 1 : 低濃度PCB汚染電気機器の絶縁油量等

参考資料1 - 2 : 電気機器（トランス）の主要納入先別機器台数

参考資料1 - 3 : 原因究明調査報告書（概要版）

参考資料2 - 1 : 廃棄物処理法に基づく廃PCB等に係る基準の概要

参考資料2 - 2 : PCB処理の推進について（中間報告）

参考資料2 - 3 : PCBを含む廃棄物等に係る参考条文

参考資料3 - 1 : PCBの基準等に係る諸外国の概況一覧

参考資料3 - 2 : PCB廃棄物の定義・区分が規定された法令等

議事要旨

議題(1)について

まず、事務局より資料1に基づき、電気絶縁油の種類・製造年代別に絶縁油へのPCB混入の可能性を整理した資料1の図-1及び高濃度PCB使用電気機器及び低濃度PCB汚染電気機器へのPCB混入可能性年代の状況を整理した資料1の図-2について説明があった。その中で、変圧器（柱上トランスを除く）やコンデンサ - 等の低濃度PCB汚染電気機器の台数は約120万台で、それらに含まれるPCBの総量は約5トンと推計され、低濃度PCB汚染電気機器のPCB量は高濃度PCB使用電気機器の約4000分の1との報告があった。委員からは、低濃度PCB汚染電気機器の全体像を整理し対象範囲をはっきりさせる必要があるとの意見があった。

次に環境省より、資料2に基づき、PCB廃棄物等に係る廃棄物処理法及びPCB特別措置法における法律上の現行制度についての概要の説明があった。PCBを含む廃棄物に関する判定基準では、参考資料の中の平成9年「PCB処理の推進について」の環境庁報告書から一部抜粋したPCB及びPCB含有油の処理目標値に関する資料も引用された。また、POPs条約における処理基準及びPCBとダイオキシン類の環境基準等並びに電気事業法におけるPCBに係る規定についても説明があった。その後、質疑応答があり、POPs条約の附属書A第2部(a)の再確認及び平成9年当時の欧米等諸外国の処理すべきPCB量について整理して欲しいとの要望があった。

次に経済産業省より、資料3に基づき、PCBの基準等に係る諸外国(米国、カナダ、EU、英国、ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、オーストラリア及び韓国)の状況について調査した結果として、PCB汚染物である絶縁油に係る基準及び処理方法、処理に係る基準の説明があった。その後、質疑応答があり、油の処理方法に関する焼却条件で、EU指針における850と他の国の規定の違いの考え方、また、オランダが他国に比べて厳しい条件になっている事情等を整理して欲しいとの要望があった。

最後に事務局より、資料4に基づき、今後の論点について、「PCB廃棄物処理の現状を踏まえた低濃度PCB汚染電気機器の処理のあり方」、「低濃度PCB汚染電気機器の範囲及び処理の考え方」、「低濃度PCB汚染電気機器の処理体制のあり方」、「関係する制度(法令、基準等)の考え方」の4点について説明があった。それに対して、委員から今後の論点には、処理をしていく上での環境影響の検討及び情報公開についての方針も含めて検討して欲しいとの要望があった。

なお、オブザーバとして出席の電気事業連合会、日本電機工業会、石油連盟の業界代表から、処理方策に関する取り組みについての発言があった。

議題(2)について

事務局より、次回の開催予定については、委員、環境省及び経済産業省と相談して決定するとの報告があった。

以上